川崎信用金庫

融資特約繰り上げ返済手数料にかかる「消費税」のご返還のお知らせとお詫び

今般、当金庫が取扱いしている融資特約繰り上げ返済手数料(返済額に一定の割合を乗じる部分)につきまして、消費税が不課税である事が判明いたしました。これを受け、当金庫では繰り上げ返済の際にお客さまからお預かりし、当庫が納付しておりました消費税額を、お預かりしていた期間について法定利息**を加えたうえでお客さまに返還させて頂きます。

対象となりますお客さまには、個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施いたします。お客さまには多大なるご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。

※2020 (令和 2) 年 3 月 31 日までにお預かりしていた場合の法定利率は年 5%、2020 (令和 2) 年 4 月 1 日以降にお預かりした場合の法定利率は年 3%となります。

記

1. 対象となるお客さま

2012 (平成 24) 年 7 月 20 日以降、「繰り上げ返済に関する特約書」・「固定金 利適用期間に関する特約書」を差し入れていただいたお客さまで、最終期限到来 前にそのご融資の全額または一部繰り上げ返済によって、繰り上げ返済手数料 をお支払いいただいたお客さまが対象となります。

※定額の繰り上げ返済手数料をお支払いいただいたお客さま、住宅ローンの繰り上げ返済のお客さまは返還対象ではございません。

2. お客さまへの対応

当金庫では取扱いを開始した 2012 (平成 24) 年 7 月 20 日以降に繰り上げ返済をされたお客さまに対して、個別にご連絡、ご説明のうえ、返還手続きを進めて参ります。

【お問合せ先】

川崎信用金庫 融資部

0120-827-613

月~金曜日 (祝日を除く) 9:00~17:00